米国監督当局によるインセンティブ報酬に関する規制ルール案に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会は、国内で活動する140の国内銀行および46の外国銀行で構成される銀行の業界団体である。

全国銀行協会として、米国の7つの監督当局(通貨監督庁(OCC)、連邦準備制度理事会(FRB)、連邦預金保険公社(FDIC)、貯蓄金融機関監督庁(OTS)、全米協同組織金融機関監督庁(NCUA)、証券取引委員会(SEC)、連邦住宅金融局(FHFA))から本年4月14日に公表された、インセンティブ報酬に関するルール案に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

本提案を米国内でオペレーションを行う外国銀行に適用するに際しては、母国において国際的な基準に沿った規制・監督下にある場合には、母国主義を尊重し適用除外とすべきである。また、邦銀のように米国で活動する外国銀行に対しては、規制を実際に適用するうえで不明確な事項が含まれているため、その明確化を図るとともに、本インセンティブ報酬ルールの外国銀行への適用に当たって、慎重な検討をお願いしたい。

本件が検討されるに当たり、我々は以下のコメントが米国当局におけるルールの最終化に向けてのさらなる作業の助けとなることを期待する。

(総 論)

# ○ 母国において報酬慣行にかかる規制または監督が施されている外国銀行は 対象外とすべき

提案では、米国内でオペレーションを行う外国銀行についても対象金融機関 (covered financial institution) となることが規定されている。

金融安定理事会(Financial Stability Board)が2009年4月に提示した「健全な報酬慣行に関する原則」および2009年9月に公表した「健全な報酬慣行に関する実施基準」等にもとづき、わが国では2010年3月4日から、新たな監督態勢が実施されている。

したがって、母国においてこれら規制・監督下にある金融機関については、 金融監督における母国主義を尊重し、適用除外とすべきである。

#### 1. 規制対象者の明確化(§236.2. 3 (c)、(d) 等)

提案では、レギュレーション JJ の  $\S$  236. 3 の (c) (covered financial institution)と(d) (covered person)を併せて適用した場合には、銀行持株会社の取扱いを受ける外国金融機関の本社の役員・従業員も対象となるようにも考えられる。

しかし、これは米当局の意図するところではないと推察することから、本規制が米国業務に携わる役員・従業員のみに適用されることが明確になるよう修正していただきたい。

# 2. 規制対象となる子会社の明確化(§236.2.3 (c)(2)等)

現在の規制案は「対象機関にはその子会社も含まれる」としている。一方、ドッド・フランク法で定義される「重要な財務損失」(material financial loss)のに考え方に従えば、「子会社」は「material subsidiary」あるいは「major business lines」に従事する子会社に限定されるべきである(以下の「3.」も参照のこと)。

さらに、「重要な財務損失」や報告に係る要件では、「対象機関」は子会社を含む連結ベースによることを明確化すべきである。例えば、対象機関は、その子会社からの報告も含めて当局に対して所定の報告書を提出することとすべきであり、子会社から直接当局に対して報告を行うこととすべきではない。

## 3. 規制対象となる「executive officer」の明確化(§ 236.2. 3 (f) 等)

提案では、「head of a major business line」という用語が広く定義されているが、その用語についてはさらなる明確化が必要と考える。例えば、ドッド・フランク法で意味する「重要な財務損失」(material financial loss)と平仄をとって、

「head of a major business line」は連結ベースで規制対象の金融機関に「重要な財務損失」を与え得る事業分野に限定されるべきである(この意味で、「major business line」は「material business line」と置き換えると明確になると理解)。

また、「major business line」 に関連のない子会社の場合、当該子会社の役員は規制案で定める「役員」に該当しない旨、定義を明確にすべきである。さらに、「major business line」を形成する子会社の場合も、「head of a major business line」は当該事業分野の長のみに本ルールが適用され、それ以外の事業分野の長には適用されないことを明確化すべきである。

#### 4. インセンティブ報酬の定義の明確化(§236.2.3(g)等)

「インセンティブ報酬」という用語が広く定義されており、さらなる明確化 が必要と考える。

例えば、米当局が 2010 年に発表したガイダンスに沿って、「インセンティブ報酬」とは「当該従業員が 1 つあるいは複数の特定基準(セールス、収益、収入等)を達成することにより得られる(潜在的)報酬」という意味に限定すべきである。

5. 規制対象となるインセンティブ報酬の金額基準の導入(§236.2.3(g)等) 規制対象となるのは一定額以上の報酬を受取っている場合に限定することと し、そのための具体的な金額基準を設けるべきである(なお、TARP (Troubled Asset Relief Program)の場合には、25万ドルという閾値を設定)。

#### 6. 移行期間の設定

インセンティブ報酬の評定期間は対象金融機関によって異なる。また、その性質から、評価期間中に、あるいは遡及的に制度を変更・修正することは困難である。さらに、インセンティブ報酬制度の変更に際しては、既存の雇用契約も考慮しなければならない。

このため、最終規制が制定後の翌会計年度から新たな報酬制度を適用することが可能となるよう、十分な移行期間を設けるべきである。

7. 報酬繰延に係る指針および免責規定の整備(§ 236.2. 5 (b) (3) (i) 等) 報酬制度には様々な仕組みがあることを斟酌すれば、本規制案で規定する 50%の報酬繰延べを決定し適用するうえでの指針を設けるべきである。

また、当初妥当と見なされた計算が、予期せぬ後発事象ないし当該金融機関のコントロールの及ばない事情により、要件を満たさなくなったことが事後的に判明した場合の免責規定(safe-harbor provision)を整備すべきである。

8.「個人単独で、相応の損失に晒し得る立場にある(役員以外の)従業員」の 定義の明確化(§236.2. 5 (b) (3) (ii) 等)

「当該金融機関の規模、資本、あるいは全体的なリスク許容度に対して個人 単独で当該機関を相応の損失に晒し得る立場にある(役員以外の)従業員で」 の文面における「個人単独で」とは当該従業員個人の裁量を意味するものであ ることを明確化すべきである。

### 9. 規制当局間の調整

規制案は、例えば FRB 監督下の大手銀行持株会社が、SEC 監督下の証券子会社を有する場合等、複数の当局が特定の子会社に対して監督権を有する場合には、その監督権に関する手続き等が定められていない。

このため、複数の監督当局が関与する場合には、関係当局間で調整を行っていただきたい。

#### 10. グローバルに活動する金融機関の従業員に係る監督権限の扱いの明確化

規制案は、一定の規模を有する外国銀行の在米支店のほか、米国金融機関の 米国外支店も対象としているため、グローバルに活動する金融機関の従業員の インセンティブ報酬に関して、規制監督権の行使に当たって矛盾が生じる可能 性がある。

グローバルに活動する金融機関から本国外の拠点に短期間派遣される駐在員の場合、インセンティブ報酬規制は本国当局に委ねるべきである。つまり、本規制の意図が、米国外で勤務する米企業の役員のインセンティブ報酬をも規制対象とすることであれば、米国に派遣された外銀の役員のインセンティブ報酬は外国当局に規制権限を委ねるべきであると考える。

# 11. 子会社役職員が「covered person」に該当する承認手続きの明確化(§236.2. 5 (b) (2) (ii)、§236.2. 6 等)

子会社の従業員が「covered person」に該当する場合、その者に適用されるインセンティブ報酬制度は子会社の取締役会にて決定・承認されるべきと考える。 一方、現在の規制案では、親会社の取締役会で取り上げられることが必要であるようにも解釈されるため、そうではないことを明確化することが必要である。

#### 12. 規制当局宛の報告提出を受けた当局の対応(§ 236.2. 4等)

対象金融機関から年次報告提出を受けた後、監督当局は、当該報告書を受諾、 却下、あるいは変更の指示を行う等の回答を、一定の期間内に行うような枠組 みを設けるべきである。

インセンティブ報酬制度が時間的制約を受けるものであることを考慮すると、 当局は30日以内に回答すべきである。それを受け、当該金融機関は必要に応じ て迅速に修正・変更を行うことができると考える。

また、当局が一定の期間中に回答を示さなかった場合には、対象金融機関に

おけるインセンティブ報酬制度に係る免責規定(safe-harbor provision)を認めるべきである。すなわち、免責が認められず、規制対象の金融機関が無期限の賠償責任を負うこととなるような事態は回避されるべきと考える。

以上